

関西圏における観光誘客交通広告業務委託
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和7年4月10日現在)

【受付番号5】

質問項目	仕様書 P 1 4 業務内容 (1) ①交通広告
質問内容	「交通広告」というのはあくまで公共交通機関での広告という認識でよろしいでしょうか？(例えば 交通広告＝電車とバスに限る など範囲の認識をご確認したいです。)
回 答	仕様書 P 1 4 業務内容 (1) ①交通広告に記載のとおり「万博 HP に掲載される会場へのアクセス方法を参考にし、万博旅行者や関西在住者が多く利用する路線や主要駅を入れること。」という条件を含む公共交通機関での広告という認識です。

【受付番号6】

質問項目	公募要領 P 3 第2 2 (2) 業務の実施体制 エ事業費の積算
質問内容	ご提出書類の中に、御見積書が入っておりますが、御見積書とは別に企画提案書の中にもご提案に応じた費用積算をしたものを入れる認識でよろしいでしょうか？
回 答	お見込みのとおりです。

【受付番号7】

質問項目	公募要領 P 5 第2 3 (6) エ複数提案の禁止
質問内容	複数の企画書の提出が禁止となっておりますが 1つの企画書の中でご提案するプランが複数になるのも禁止でしょうか？ 例) 媒体プランA 媒体プランB ビジュアルプラン① ビジュアルプラン② になるなど。。
回 答	企画書内で媒体プランAと媒体プランBを組み合わせで1つの提案とすることは良いですが、媒体プランA又は媒体プランBのいずれかを行うこととするような提案は禁止です。